

監掲示第6号

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成31年2月6日

大阪税関長 高木 隆

記

保税工場

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
東洋紡株式会社 大阪府大阪市北区堂島浜2丁目2番8号	東洋紡株式会社 敦賀事業所 福井県敦賀市東洋町10番24号 福井県敦賀市吳羽町1番1号	自 平成31年3月 1日 至 平成37年2月28日